

日米市場アクセス交渉の結果概要(セーフガード)

税番 (HS2017)	品目名	合意内容(セーフガード)
02011000	牛肉 (生鮮・冷蔵・冷凍)	【牛肉】
020120000		1 発動水準 1～2年目 242,000トン
020130010		3～9年目 前年度の発動水準に4,840トンを加算 10年目～14年目 前年度の発動水準に2,420トンを追加 15年目以降 前年度の発動水準に4,840トンを加算
020130020		2 発動後の税率 (牛肉)
020130030		1～2年目 38.5% 3～9年目 30% 10～13年目 20% 14年目 18%
020130090		(牛ほほ肉等) 1～2年目 38.5% 3年目 32.7% 4年目 30.6%
020210000		5～9年目 30% 10～13年目 20% 14年目 18%
020220000		※ 15年目以降については、前年度に発動が無ければ、毎年1%ずつ発動後税率を引き下げる。
020230010		3 発動期間 (1)4月から1月までの間に発動水準を超過した場合は、年度末まで。 (2)2月に発動水準を超過した場合は、45日間。 (3)3月に発動水準を超過した場合は、30日間。
020230020		4 10～14年目のセーフガード 10～14年目については、各年度内の四半期毎に、当該年度の発動水準の4分の1の11.7%を超える輸入があった場合、90日間関税を引き上げ。 なお、当該セーフガードと前述の年度単位のセーフガードとが同時に発動要件を満たす場合には、長い方の発動期間で発動される。
020230030		5 有効期間 15年目以降、連続した4年間でセーフガードの発動が無ければ廃止。
020230090		6 特例 衛生上の懸念のため、米国からの輸入が3年を超えて実質的に停止された場合は、米国に対してセーフガードは実質的解禁から4年間適用しない。また、この不適用期間は、米国において深刻な干ばつなどの自然災害があり、生産回復が妨げられた場合には、5年間とする。
020610020	牛ほほ肉等 (生鮮・冷蔵・冷凍)	7 関税緊急措置との関係 牛肉については、関税緊急措置に代わり、当該セーフガードが適用される。
020629020		8 初年度の発動水準等 年度途中で協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、日割りで計算する(1年は365日とする)。

税番 (HS2017)	品目名	合意内容(セーフガード)
020311020	豚肉・豚くず肉 (生鮮・冷蔵・冷凍)	【豚肉1】 1 発動水準等 (1)1年目 米国からの過去3年間の豚肉輸入量のうち最高値の112%。 (2)2～3年目 米国からの過去3年間の豚肉輸入量のうち最高値の116%。 (3)4～5年目 ① 399円/kg(豚枝肉については299.25円/kg、以下同じ。)以上の豚肉については、米国からの過去3年間の豚肉輸入量のうち最高値の116%。 ② 399円/kg未満の豚肉については、以下の米国及びTPP発効国からの輸入量。 ・4年目 90,000トン ・5年目 102,000トン (4)6～10年目 ① 399円/kg(豚枝肉については299.25円/kg、以下同じ。)以上の豚肉については、米国からの過去3年間の豚肉輸入量のうちの最高値の119%。 ② 399円/kg未満の豚肉については、以下の米国及びTPP発効国からの輸入量。 ・6年目 114,000トン ・7年目 126,000トン ・8年目 138,000トン ・9年目 150,000トン ・10年目 150,000トン 2 発動後の税率 (1)分岐点価格524円/kg(枝肉は393円/kg、以下同じ。)以上の豚肉。 1～2年目 4.0% 3～5年目 3.4% 6～8年目 2.8% 9～10年目 2.2% (2)分岐点価格524円/kg(枝肉は393円/kg、以下同じ。)未満の豚肉。 以下①②のいずれかの低い方。 ① CIF輸入価格とセーフガード輸入基準価格※との差 (※ 524円/kg×(100%+上記2(1)の税率)) ② 1～3年目 当該年度の従量税と同じ 4～8年目 100円/kg(枝肉は75円/kg) 9～10年目 70円/kg(枝肉は52.5円/kg) 3 発動期間 年度末まで。 4 有効期間 10年目まで。 5 関税緊急措置との関係 豚肉については、関税緊急措置に代わり、当該セーフガードが適用される。 6 初年度の発動水準等 年度途中で協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、日割りで計算する(1年は365日とする)。
020311031		
020311032		
020311040		
020312022		
020312023		
020312024		
020312025		
020319022		
020319023		
020319024		
020319025		
020321020		
020321031		
020321032		
020321040		
020322022		
020322023		
020322024		
020322025		
020329022		
020329023		
020329024		
020329025		
020630093		
020630094		
020630095		
020630099		
020649093		
020649094		
020649095		
020649099		

税番 (HS2017)	品 目 名	合意内容(セーフガード)
021011010	豚肉調製品 (ハム、ベーコン等)	【豚肉2】
021011020		1 発動水準等 (1)1年目
021012010		米国からの過去3年間の豚肉調製品輸入量のうち最高値の115%。
021012020		(2)2～5年目 米国からの過去3年間の豚肉調製品輸入量のうち最高値の118%。
021019010		(3)6～10年目 米国からの過去3年間の豚肉調製品輸入量のうち最高値の121%。
021019020		2 発動後の税率
021099011		・1～3年目 発効前の税率の85%
021099019		・4～8年目 発効前の税率の60%
		・9～10年目 発効前の税率の45%
160241011		(注)発効前の税率 分岐点価格(897.59円/kg)以上のもの CIF輸入価格の8.5%
160241019		分岐点価格(897.59円/kg)未満のもの 614.85円/kg－0.6×CIF輸入価格
160242011		3 発動期間 年度末まで。
160242019		4 有効期間 10年目まで。
160249210		5 関税緊急措置との関係 豚肉調製品については、関税緊急措置に代わり、当該セーフガードが適用される。
160249220		6 初年度の発動水準等 年度途中で協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、日割りで計算する(1年は365日とする)。
040410127	ホエイのたんぱく質 濃縮物	【ホエイ1】
		1 発動水準等
		1～4年目の発動水準は、米国からの輸入量。
		1年目 1,000トン
		2年目 1,000トン
		3年目 1,050トン
		4年目 1,100トン
040410137		5年目以降の発動水準は、米国とTPP発効国を合わせた輸入量。
		5年目 5,889トン
		6年目 6,167トン
		7年目 6,444トン
		8年目 6,722トン
		9年目 7,000トン
040410147		10年目 7,750トン
		11年目 8,500トン
		12年目 9,250トン
		13年目 10,250トン
		14年目 11,250トン
		15年目 12,250トン
		16年目 13,250トン
		17年目 14,250トン
		18年目 15,250トン
		19年目 16,250トン
040410167		20年目以降 前年度の発動水準に1,250トンを加算
		2 発動後の税率
		1～4年目 29.8% + 120 円/kg
		5～9年目 23.8% + 105円/kg
		10～14年目 19.4% + 90 円/kg
		15～19年目 13.4% + 75 円/kg
040410177		※ 20年目以降の各年度については、前年度に発動が無ければ1.9% + 10.7 円/kg、前年度に発動があれば1.0% + 5.0 円/kg、発動後税率を引き下げる。
		3 発動期間 年度末まで。
		4 有効期間 20年目以降、連続した3年間でセーフガードの発動が無ければ廃止。
040410187		5 特例 日本国内で脱脂粉乳が不足している、又は脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がない場合はセーフガードを適用しない。
		6 初年度の発動水準等 年度途中で協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、日割りで計算する(1年は365日とする)。

税番 (HS2017)	品目名	合意内容(セーフガード)
040410126	ホエイ粉	【ホエイ2】 1 発動水準等 1～4年目の発動水準は、米国からの輸入量。 1年目 1,100トン 2年目 1,100トン 3年目 1,175トン 4年目 1,250トン
040410136		5年目以降の発動水準は、米国とTPP発効国を合わせた輸入量。 5年目 6,667トン 6年目 7,000トン 7年目 7,333トン 8年目 7,667トン 9年目 8,000トン
040410146		10年目 8,500トン 11年目 9,000トン 12年目 9,750トン 13年目 10,500トン 14年目 11,250トン
040410166		15年目以降 前年度の発動水準に1,000トンを加算 2 発動後の税率 1～4年目 29.8% + 75 円/kg 5～9年目 23.8% + 45円/kg 10～14年目 13.4% + 30 円/kg
040410176		※ 15年目以降の各年度については、前年度に発動が無ければ2.0% + 4.0 円/kg、前年度に発動があれば1.0% + 2.0 円/kg、発動後税率を引き下げる。 3 発動期間 年度末まで。 4 有効期間 15年目以降、連続した2年間でセーフガードの発動が無ければ廃止。
040410186		5 初年度の発動水準等 年度途中で協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、日割りで計算する(1年は365日とする)。
080510000	オレンジ	【オレンジ】 1 発動水準 1年目 35,150トン 2年目 37,050トン 3年目 38,950トン 4年目 40,850トン 5年目 42,750トン 6年目 44,650トン 2 発動後の税率 1～3年目 28% 4～6年目 20% 3 発動期間 年度末まで。 4 有効期間 6年目まで。 5 初年度の発動水準等 年度途中で協定が発効となった場合、初年度の発動水準については、日割りで計算する(1年は365日とする)。

税番 (HS2017)	品目名	合意内容(セーフガード)
010129290	競走馬	【競走馬】 1 発動水準 CIF価格が発動価格(850万円/頭)の90%未満の場合 2 発動後の税率 輸入時の実行最恵国税率をMFN、実施区分「B16」に従って決定される関税率をB16として、 発動価格の10% < 発動価格 - CIF価格 ≤ 発動価格の40%の場合: $B16 + 0.3 * (MFN - B16)$ 発動価格の40% < 発動価格 - CIF価格 ≤ 発動価格の60%の場合: $B16 + 0.5 * (MFN - B16)$ 発動価格の60% < 発動価格 - CIF価格 ≤ 発動価格の75%の場合: $B16 + 0.7 * (MFN - B16)$ 発動価格の75% < 発動価格 - CIF価格 の場合: MFN 3 有効期間 14年目まで。